

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による
 特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与を受けた場合の届出書



令和 年 月 日

国 税 庁 長 官

届 出 者 千
 (受贈公益法人等) 所 在 地

フリガナ

名 称

法人番号

代表者氏名

(連絡先)

氏 名

電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産等を、下記のとおり特定贈与等を受けた特定一般法人から贈与（当該贈与は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当します。）を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住 所 電 話 番 号	(寄附時の住所 千 フリガナ 氏 名	(電話番号 - -)
	フリガナ 氏 名		

承認を受けた財産の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	種 類	細 目	所 在 地	数 量

特定贈与等を受けた特定一般法人

主たる事務所の所在地			
フリガナ 名 称		代表者氏名	
法 人 番 号		(電話番号)	(- -)

届出者が贈与を受けた財産等の明細

【贈与を受けた年月日 平・令 年 月 日】

種 類	細 目	所 在 地	数 量	使用開始(予定) 年 月 日	使 用 目 的

贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日

令和 年 月 日

その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

使用開始予定年月日

令和 年 月 日

* 税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）										
通信日付印		寄附者所轄署	1 自署 2 他署(自局) 3 他署(他局) 4 不明	送付年月日	署→局	局→署	(1)	(2)	番号確認	

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第9項に規定する受贈公益法人等が、同条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた特定一般法人から、公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。以下同じです。）の贈与（当該贈与が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当する場合に限り、）を受け、措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該特定一般法人が同条第9項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限り、）に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者（受贈公益法人等）」には、特定一般法人から公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産又は代替資産の贈与を受けた受贈公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「特定贈与等を受けた特定一般法人」欄には、特定贈与等を受けた特定一般法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 5 「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、受贈公益法人等が特定一般法人から贈与を受けた財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 6 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 7 この届出書は「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 受贈公益法人等が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた特定一般法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
- 2 受贈公益法人等の登記事項証明書等
- 3 受贈公益法人等が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等